

静岡県における建設産業の担い手確保・育成対策について

静岡県 交通基盤部 建設支援局 建設業課

すずき としや
鈴木 俊哉

1. はじめに

建設産業は、防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大している。一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により建設産業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などによる建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、その結果、本県においても現場就業者の高齢化や、若年入職者の減少といった構造的な問題を生じさせている。

この様な状況に加え、平成26年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる品確法が改正され、担い手の確保・育成が発注者の責務として定められたこと等を受け、本県では平成27年5月に「静岡県建設産業担い手確保・育成対策支援コンソーシアム」を立ち上げた。コンソーシアムでは、産学官が連携して建設産業の課題や情報を共有し、特に、若年者・女性に対する建設産業の理解促進を図っている他、建設業者団体の入職促進対策や人材育成・離職防止の取組を支援している。

また、入札・契約制度においても、建設産業の担い手確保・育成を図るための改善を実施している。

2. 建設産業理解促進の取組

(1) 担い手確保・育成対策支援コンソーシアム

本コンソーシアムは、平成27年度は4回、平成28年度は8月末時点で1回の会議を開催し、本県が実施する建設産業担い手確保・育成対策支援事業の検証、就職（進路）指導担当の高校教員を対象とした建設産業研修会への参加、研修会参加教員との意見交換等を行った。

*静岡県建設産業担い手確保・育成対策支援コンソーシアム構成

「産」・(一社) 静岡県建設業協会

・(一社) 静岡県建設産業団体連合会

「学」・職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会

富士教育訓練センター

・静岡県工業高等学校長会

・静岡県農業高等学校長会

・静岡県教育委員会事務局高校教育課

「官」・静岡労働局職業安定部職業対策課

・(公社) 産業雇用安定センター静岡事務所

・経済産業部就業支援局雇用推進課

・静岡市建設局土木部技術政策課

・交通基盤部管理局政策監

・交通基盤部建設支援局建設業課

(2) 親子インフラツーリズム

主に小学生とその保護者等を対象に、普段、見ることができない建設工事の現場や、インフラ施設等を見学し、夏休みの1日を家族で過ごしながら、観光と併せて建設産業について見て知つてもらう楽しい機会を提供。建設産業の魅力を伝えるとともに、インフラ整備の必要性を知つてもらうことで、建設産業が将来の職業選択肢の一つとなることを促進するため、「親子インフラツーリズム」を実施している。

平成27年度は12月に実施し、平成28年度は8月に第1回を実施し、年度内に第2回の開催を予定している。



写真一1 富士教育訓練センター



写真二2 参加者全員で記念撮影

*平成28年度第1回の実施内容

- ① 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会
富士教育訓練センター
 - ・職業体験(タイルを使ったコースター作り)
 - ・富士教育訓練センター新棟建設現場見学
 - ・ドローン試験飛行見学
 - ・建設重機と記念撮影
- ② 白糸の滝（世界遺産富士山の構成資産）見学
 - ・世界遺産ガイドからの解説付き
- ③ ラウンドアバウト交差点見学
 - ・担当土木事務所職員から設置目的、通行方法等を説明



写真三3 タイルを使ったコースター作り 完成作品



写真四4 白糸の滝見学

(3) 建設現場体感見学会

県内高校生を対象に、施工中の建設現場やインフラ施設を見学し、建設産業の魅力、その役割の重要性を体感することで、就職や進学時に建設産業や関係学科が選択肢の一つとなるよう見学会を実施。

平成27年度は専門高校を対象に6校、平成28年度は8月末時点で専門高校1校、普通高校1校の計2校で見学会を実施し、道路、トンネルや浜松市沿岸域防潮堤の建設現場等を見学した。

参加した専門高校の生徒からは、「トンネル現場内は綺麗な空気が送られており、今までの印象が変わった。」、「授業で習うことよりも、実際の現場はとても迫力があった。」等、それぞれが建設現場を体感。また、担当技術者に「技術者として大変なことは？」との質問を投げ掛け、「工事の完成だけでなく、自然環境や地域住民等への配



写真一5 トンネル建設現場見学（専門高校）



写真一6 清水港港湾施設見学（普通高校）

慮も必要であるが、苦労して完成した時の達成感は言葉では表せない。」との回答を得て、建設産業が社会に大きく貢献していることを理解した様子であった。

なお、普通高校への実施においては、カリキュラム上、授業の一環として実施することが難しいことから夏休み等を利用して実施することとなるが、学校行事や部活動の大会等との日程調整のみならず、進路担当教員の理解・協力が必要不可欠であること等が課題として挙げられる。

(4) 出前講座

前述のとおり、普通高校における建設現場体感見学会の実施は日程調整が難しいことから、放課後等の短時間でも開催が可能な出前講座も実施している。

今年度の開催は、8月末時点で1回となっており、講師に女性技能者を招聘し建設業で働くことの魅力について語っていただいた。

参加した生徒からは、「男性技能者との体力差」について質問があり、「自分のできる範囲でやれば良い。仲間が助けてくれるので大丈夫。」と、自身の経験を踏まえた回答があった。

後日、この質問をした女子生徒は建設企業へのインターンシップを希望したが、普通高校でもあり建設企業との繋がりがなく、建設企業へのインターンシップ実績もなかったことから、地区の建設業協会の協力を得てインターンシップ受入可能



写真一7 出前講座開催状況

建設企業を紹介した。

(5) 建設産業研修会

県内高校において、主に就職（進路）指導を担当する教員に、建設企業における仕事内容の理解促進、建設産業の現状及び県内建設企業における就職後の資格取得、給与等について建設企業から説明し、各校において、就職（進路）指導時に建設企業や関係学科が選択肢の一つとして指導されることを促進するため、「建設産業研修会」を実施した。

平成27年度は専門高校教員のみを対象としたが、平成28年度は新たに普通高校教員も対象に加えて開催した。6校（うち3校が普通高校）7名の教員が参加し、富士山世界遺産センター建設現場を見学し、従事する若手技術者や現場代理人から企業の若手育成方針や建設産業への入職動機等の説明を受けた。

また、職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会富士教育訓練センターにおいて、（一社）静岡県建設業協会労務委員長から、県内建設企業の求職状況や就業環境、富士教育訓練センター講師から建設産業の現状について講義を受けた。

その後、コンソーシアム委員との意見交換を実施し、就職（進路）指導を行う教員から「建設産業に関する知識がない」等の意見が寄せられた。



写真一8 コンソーシアム委員と高校教員意見交換

(6) 職場体験及びインターンシップ受入可能企業

リストの作成

専門高校については、従前から建設企業においてインターンシップが受け入れられていたが、普通高校においては、学校、教員と建設企業の繋がりがなく、生徒が建設産業へのインターンシップを希望しても実施できないとの相談や、コンソーシアムにおける「中学生への対策が必要」との意見を踏まえ、新たな取組として、（一社）静岡県建設業協会及び県内各地区建設業協会の協力を受け、中学生を対象とした職場体験及び普通高校生を対象としたインターンシップの受入可能企業リストを作成し、県内全中学・高校に配布した。

各企業における職場体験及びインターンシップの実施状況については、今後、調査・分析を行っていく予定である。

3. 入札・契約制度における建設産業の担い手確保・育成を図るための改善

(1) 担い手確保・育成入札の試行

平成27年度から、本県発注工事において、配置する主任技術者を40歳以下とする「若手技術者育成型」、同じく配置する技術者を女性とする「女性技術者登用型」、土・日曜日は原則休工とする「休日確保型」の3種類により「担い手確保・育成入札」の試行を開始した。

平成27年度は、各発注機関1件程度を試行目標に、「若手技術者育成型」14件、「女性技術者登用型」5件、「休日確保型」13件を発注し、受発注者それぞれから意見を聴取し問題点等を検証した。

その結果、若手技術者育成型、休日確保型については、受発注者ともに概ね好評であったことから、平成28年度は試行目標を各発注機関3件程度に拡大した。女性技術者登用型は、入札不調が多かった（4件）ことを踏まえ、年度の早い時期に発注見通しの公表で当該入札による発注であることを明示し、早期発注に努めている。

(2) 工事着手日選択型工事の試行

施工時期や技術者の業務の平準化を目指し、発注時に工事着手日選択可能期間を設定し、受注者はこの期間内であれば、工事着手日を自由に選択することが可能となる「工事着手日選択型工事」の試行を平成28年度から開始した。

これにより、現在専任中の工事の完成時期と、新たな工事の着手時期の間を短縮すること、又は重複をなくすことが可能となる。

現在は、単年度完成工事のみを対象としているが、来年度以降、債務や繰越等の年度を超える工期設定の工事も対象に加える方向で検討を行っている。

(3) 社会保険等未加入対策

建設産業における若年層入職者減少の一因として、建設企業における社会保険等未加入者が多いことが挙げられている。

また、入札においても、法定福利費を適切に負担する建設業者が不利となることは、公正な競争を阻害することから、本県においては平成27・28年度の入札参加資格定期申請から、社会保険等未加入業者からの申請を受け付けないこととし、平成27年度以降、県発注工事における元請業者からの社会保険等未加入業者の排除を行った。

さらに平成28年度からは、県発注工事の元請業者に対し社会保険等未加入業者との下請契約締結を原則禁止としている。

4. おわりに

本県における建設産業の担い手確保・育成対策は、建設産業の理解促進のため、小学生から大学生までを対象に様々な取組を実施している。

特に、就職（進学）における選択を行わなければならない高校生を対象とした取組を推進している。

しかしながら、コンソーシアム委員と高校教員の意見交換において、高校教員からは「建設現場は危険防止のため近寄ることができず、身近でなくなってしまった。」「建設産業の情報やイメージがなく、生徒から相談を受けても答えることができない。」との意見もあり、建設産業に対する理解促進の必要性を痛感したところである。

今後も、建設産業の魅力や必要性をより多くの人に伝えるため、その方法や手段を検証し、地域を守る建設産業の将来の担い手確保や育成に取り組んでいく。